郡山市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和6年3月5日

郡山市長 品 川 萬 里

## 郡山市条例第3号

郡山市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

郡山市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和2年郡山市条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(入居申込者に対する説明、契約等)	(入居申込者に対する説明、契約等)
第14条 (略)	第14条 (略)
2~6 (略)	2~6 (略)
7 無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があった場合には、第1項の	7 無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があった場合には、第1項の
規定による文書の交付に代えて、第10項で定めるところにより、当該入居	規定による文書の交付に代えて、第10項で定めるところにより、当該入居
申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項及び第2項の事項を電	申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項及び第2項の事項を電
子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で	子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で
あって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)に	あって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)に
より提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、	より提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、
当該文書を交付したものとみなす。	当該文書を交付したものとみなす。
(1) (略)	(1) (略)
(2) <u>電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知</u>	(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により
<u> 覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電</u>	<u>一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u> をもって調製するファ
子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体	イルに第1項 <u>に</u> 重要事項及び第2項の事項を記録したものを交付する方
<u>をいう。)</u> をもって調製するファイルに第1項 <u>の</u> 重要事項及び第2項の	法
事項を記録したものを交付する方法	
8~11 (略)	8~11 (略)

附則

この条例は、公布の日から施行する。